



Title	九条本文選卷第二における漢文注の典拠について
Author(s)	渡辺, さゆり
Citation	国語国文研究, 117, 21-29
Issue Date	2000-12-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94654
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_117_21-29.pdf



九条本文選卷第二における漢文注の典拠について

渡 辺 さゆり

一、はじめに

「東山御文庫藏（九条家旧蔵）旧鈔本文選」（以下、九条本）は無注本テキストであるが行間に多くの加点が施されており、その現存量の多いこと、奥書によって訓の系統を知ることができること、さらに卷二十九の裏書には上代訓読語が伝存されている（小林（一九六七））ことなどから漢籍訓点資料として重要な位置を占めているものである。中でも卷第二の後半部分「三都賦序」「蜀都賦」は、「文選集注卷第八」（以下、集注本）及び「宮内庁書陵部蔵文選卷第二院政期点」（以下、書陵部本）が現存することも考え合わせるとその存在意義は大きい。

この巻第二「三都賦序」「蜀都賦」に於ける書込注の内、音注（反切注及び直音注）については拙稿（一九九九）において以下のこと

a. 九条本巻第二に書き込まれている出典名不記載の音注は、六臣注本記載の音注（本行注、割行注）を全載の方針で参照転記し、その上で六臣注本に音注が無い場合には音決記載の音注を参照転記したものである。

b. 九条本巻第二に書き込まれている音注は、六臣注本を典拠とする場合と、音決を典拠とする場合とで、次のような表記上の書き分けがある。

反切注…六臣注本を典拠とする場合「○○」、音決を典拠とする場合「○○反」

直音注…六臣注本を典拠とする場合「L」、音決を典拠とする場合「六〇」

また、課題として以下の二点が残された。

c. 九条本に於ける書込音注の典拠不詳訓の中に、書陵部本と一致する音注が存するが、加点を施す際の九条本と書陵部本の

間に通ずる基盤は存在するのか。

d. 九条本が典拠とした音決は単注本か、或いは「文選集注」か。

右記の結果を踏まえた上で、本稿では九条本巻第二「三都賦序」^(注二)「蜀都賦」に書込まれている漢文注に注目し、書込音注同様にその典拠についての考察を試みることにする。

九条本の書込注に李善注、五臣注或いは集注本所収の諸注が記載されていることは、阿部（一九九三）・中村（一九八三）・松本（一九八五）において既に指摘されている。阿部（一九九三）では、九条本文選の南北朝写である巻一四、七、一〇—一六、一八、二二・二二三の書入れについて、行間の「出所を明記せざるものは概ね李善か五臣注に拠り、略号を注して鈔・音決・陸善経等による所も往々みられる」とし、欄外・紙背の書入れは、「李善・五臣注によるもの多く、鈔・集注・陸・決云等の如く、集注或いは集注所蔵の文選鈔、文選音決、陸善経注、集注の今案等を引き、間々師説として博士家独自の説も注記する所がある」としている。さらに「善注・五臣注は恐らく単行の本によったと思われるが、集注所蔵の諸注は、単行によったか、或いは集注によったか詳らかでないが、恐らく後者と思われる、巻首の眉上に李善本幾・五家注幾・集注幾等の注記の書入れされた巻も見られる」とある。また、中村（一九八三）により、九条本巻第二「南都賦」冒頭欄外に「六臣註第四」という注記があり、注釈書として利用されたのは、李善注と五臣注を併せ持つ六臣注本であろうと思われる。しかし、六臣注本或いは集注本が、それぞれ実際の注釈活動にどの程度利用されたかについては明らかでない。

ない。そこで書込音注の典拠の結果も考慮に入れながら、九条本に書込まれた漢文注を六臣注本と、音決が記載されている集注本における割行記載の注釈文との比較を行った上で考察を進めることにする。その結果として、集注本が九条本の典拠として利用されたのか否かが明らかになることによつて前述の課題dを、また典拠未詳の漢文注が確認されたか否かは同じくcを考察する手掛かりとなると考えられる。

尚、今回の調査において使用したテキストは以下の通りである。

・九条本（無注本）

：東山御文庫蔵（九条家旧蔵）旧鈔本文選（慶應義塾大学付属研究所斯道文庫所蔵マイクロフィルムの閲覧に基づく）^(注三)

※所在は「三都賦序 左太冲」を一行目とした九条本の行数で示した。

・六臣注本

：宋明州刊本六臣注文選（『足利学校秘籍叢刊第三』、汲古書院、一九七四）

※尚、明州刊本は五臣李善注本である。また、所在は本テキストにおける頁数で示した。

・集注本

：『京都帝国大学文学部景印旧鈔本第七集』

（京都帝国大学文学部、一九三五）

※所在は本テキストにおける丁数で示した。

・書陵部本（無注本）

：宮内庁書陵部蔵文選巻第二院政期点（マイクロフィルムの焼き付け及び原本の閲覧に基づく）

二、九条本に書き込まれた漢文注の種類

二一 本文の行間に書き込まれた漢文注

33 廓開也 山名靈關而爲門包玉壘而爲字帶二

34 江之雙流抗峨眉之重阻水陸所湊舉也 山名 至也

35 兼六合 四方上下而交會焉豐蔚 山林果實之饒也盛茂八區劉曰四方四隅也良曰八方也

九条本「三都賦序」「蜀都賦」の本文行間には、右の例の如くに漢文注が加添されている。これらの漢文注には出典名が記載されている。漢文注と出典名不記載の漢文注が存する。右の例の中で、「廓」に対する「開也」、「靈關」に対する「山名」、「字」に対する「猶爲區」——（一には本文の対象字が入る）は出典名不記載の例であり、「二江」に対する「劉曰江水出岷山分爲——」は「劉曰」の如く出典名が記載されている。

以下、出典名が記載されている例数、不記載の例数である。

・ 出典名不記載 ↓ 四〇一例

・ 出典名記載 ↓ 三〇例

劉曰：一四 善曰：八 濟曰：一 良曰：二
銑曰：一 向曰：二 翰曰：二

これら全四三一例の漢文注の加添位置は本文の左側であり、右側に加添されている例はわずかに七例のみである。以下にその七例を列挙する。

31 都之事歟請爲皆如一或于佐讀非也左右揚粗略也榷而陳之夫

40 出舒丹氣而爲劉曰赤雲也 池名霞龍池水沸声渴瀑善曰河曲曰崖崙山有五色水赤水之氣上蒸爲龍而暴然也漬其隈阿皆曲也

49 虎一名江珠魄丹青石色也常青也江珠玉屬也瑕英金沙銀皆瑯也礫符采玉之標文也

53 物殊品魚屬 甲也龜之屬鱗介異族或藏蛟螭龍屬也或有鱗曰一水神也 曰龍子也水石隱碧

80 演水潛行曰一以潛沫浸以綿廣深四尺爲一洛水在縣竹縣出紫山石山俗謂爲一血猶血分也脉散疆里傷邑一

右の如く、40行（三例）・53行・80行の五例は左側に注釈を書き込むスペースが無いために右側に注釈を書き込んでいた。また49行の例は「魄」の左に「珀劉」の字体注があり、そのために右側に書き込んだとも考えられる。従って、九条本「三都賦序」「蜀都賦」に於ける漢文注は左注としての書込を原則としていたのであろう。

また、本文行間への書込注四三一例の内、別筆による書込は五例確認された。

二一 上下欄外及び裏書された漢文注

本文行の上下欄外に書き込まれた漢文注は四二例存する。仮名書きされた字句やヲコト点は無。その内、別筆による書込は八例である。また出典名は四二例中、三九例に記載されており、三例は出典名不記載である。

〈出典名の内訳〉

劉曰：二四（うち一例は「又曰」で始まる）

（例） 41行「漏江」に対する上欄外注

劉曰漏江在「建寧有水」道伏流數「里後出故」曰漏江

善曰：八

（例） 149行「珠貝」に対する上欄外注

善曰相貝經「曰素質紅」裏謂之珠貝

濟曰：一

（例） 123行「卓鄭」に対する上欄外注

濟曰卓王孫也「程鄭也皆蜀」之豪富人也「埒相校埒其」富

名也

向曰：二

（例） 1行「三都」に対する上欄外注

向曰三都「劉備都益」州號蜀孫「權都建業」號吳曹操「都

鄴

銑曰：四

（例） 31行「請爲左右揚榘而陳之」の上欄外注

銑曰公子不「直斥王孫」而言左右「者之敬

また、九条本「三都賦序」「蜀都賦」には十六例の裏書された漢文注が存する。欄外注同様、仮名書きされた字句やヲコト点は無く、純粹な漢文形式で一樣に長文である。それらはすべて出典名が記載されており、また別筆のよる書込は二例である。

〈出典名の内訳〉

劉曰：一四（うち一例は「又曰」で始まる）

（例） 42、43行「於是乎叩竹緣嶺菌桂臨崖旁挺龍目側生荔枝」に対する裏書

劉曰叩竹出興古盤江以南竹中實而高節可以作杖

劉曰隨江東至巴郡江州縣往、有荔枝樹高五六丈常以夏生其變赤可食「龍眼似荔枝其實亦可食叩竹菌桂龍眼荔枝皆冬生不枯

善曰：一

1行「三都賦序 左太冲」に対する裏書

善曰臧榮緒晉書曰左思字太冲齊國人也少博覽史記欲作三

都賦乃詣」著作郎訪岷卽此事遂構思十稔門庭藩籬皆著紙筆
遇得句卽疏之」微爲秘書賦成張華見而咨嗟都邑豪貴競相傳
寫

向曰：一

160 161行「蔚若相如嵎若君平王褒韓曄而秀發楊雄含章而挺生」
に対する裏書

向曰相如爲文繁富故云鬱君平懷道清淨故云嵎若曄曄王褒詞
論生光彩」若草木秀盛而發也楊雄含懷文章挺拔而生

小林（一九六七）によると、南北朝以前の漢籍の訓点資料において、「表の漢文と内容上の関係がある字句をその紙背に書記した裏書を整理すると、漢字漢文による裏書は多数の資料に見られ、なかでも「純粹の漢文形式で假名を交えないもの」が最も多いとしている。九条本文選もその種の裏書に位置付けられるが、その中で「中國の注釋や他漢籍又は辭書等の引用によって、文釋・語釋或いは故事・出典又は字句の異同をしめしたもの」に分類されている。さらにこの漢字漢文による裏書の特徴として「文章が長文である事が認められ」、「裏書のある資料の或るものは必ず表の本文の上欄や下欄・行間に、裏書に見えるのと同性質の注解・他書の説・辭書の引用・異説等を持つている」が「欄外の方は、比較的短い語句や文である」としている。従つて、このような裏書は「表の空欄等に書入れるべきところを、紙面の都合から餘白の多い紙背を利用した爲と想う」としている。

「三都賦序」「蜀都賦」の欄外注及び裏書も、同様に、紙面の余白の都合上欄外或いは裏に書き込んだものであり、また、欄外注三例^(注六)以外は出典が明記され中国側の注釈を引用していることは明らかであり、漢文注の性質としては両者とも同質であると考えられる。

三、漢文注の典拠と集注本の利用について

前項において、九条本卷第二「三都賦序」「蜀都賦」において、本文の行間・上下欄外・裏書に合計四八八例の漢文注が確認された。

「一、はじめに」で述べた如く拙稿（一九九九）の中で、書込音注の典拠は第一に六臣注本記載の音注（本行注、割行注）であることが既に明らかとなつてゐるが、それでは漢文注の場合は何を典拠としているのか。そこで、九条本漢文注と六臣注本及び集注本記載の注釈との比較検討を行つたところ、次の九例を除きすべて六臣注本に典拠を求めることができた。

《六臣注本に典拠を求められない九例》

A・六臣注本には無いが集注本に典拠を求められる例

A― 六臣注本において典拠不記載である場合

① 31行「左右」の右注 皆如左右或乍佐讀非也

←

集注本7才 音決 皆如字或為佐佑讀者非也

② 35行「六合」の左注 四方上下

← 集注本8才 李善曰高誘曰四方上下為六合

③ 37行「屬」の左注 連也

← 集注本8ウ 李善曰鄭玄喪服注曰屬連也

④ 160行の上欄外注

劉曰相如司馬長卿也君平嚴遵也王褒字子淵楊雄字子雲皆蜀人也

← 集注本38才 劉曰相如司馬長卿也君平嚴遵也王褒字子淵楊雄字

子雲皆蜀人也

A―二 六臣注本の漢文注と内容が不一致である場合

⑤ 160～162行「蔚若相如嶠若君平王褒曜曄而秀發楊雄含章而瑚生幽思絢道德」の裏書

劉曰君平作老子指歸子雲作太玄法言故曰幽思絢道德也漢武帝讀相如子虛賦而善之吾獨不得与此人同時哉（略）

← 六臣注本332 劉曰君平作老子指歸楊雄作太玄經法言故曰幽思明

道德也武帝讀相如子虛賦誦而善之（略）

集注本38才 劉逵曰君平作老子指歸子雲作太玄法言故曰幽思絢

道德也漢武帝讀相如子虛賦而善之吾獨不得與此人同時哉（略）

⑥ 166行「公孫躍馬而稱帝」の欄外注

善曰范曄後漢書曰公孫述字子陽扶風人王莽時為導江卒正更始立述恃其地險衆附遂自立為天子蜀志曰（略）

← 六臣注本333 善曰范曄後漢書曰公孫述字子陽扶風人蜀志曰（略）

集注本39ウ 善曰范曄後漢書曰公孫述字子陽扶風人王莽時為導

江卒正更始立述恃其地險衆附遂自立為天子蜀志曰（略）

B・六臣注本・集注本の両本に典拠が求められない（典拠不詳）例

⑦ 112行「接」の左注 繼也

← 六臣注本・集注本に記載無し

⑧ 123行「卓鄭埒名公擅山川貨殖」の裏書

劉曰漢書貨殖傳云蜀卓氏之臨邛公□山川銅鉄上爭王者也利下銅齊人也棄富至僮八百人程鄭僅亦數百人

六臣注本³²⁵

劉曰漢書貨殖傳曰蜀卓氏之臨邛公擅山川銅鉄上爭王者之利下銅齊人之業富至僮八百人程鄭僅亦冶鑄富埒卓氏司馬相如傳云臨邛富人程鄭僅亦數百人

集注本28ウ

劉逵曰漢書貨殖傳曰蜀卓氏之臨邛公擅山川銅鉄上爭王者之利下銅參人之業富至僮八百人程鄭僅亦方鑄富埒卓氏司馬相如傳云臨邛富人程鄭僅亦數百人

⑨ 166行「公孫躍馬而稱帝」の下欄外注

銑曰公孫躍馬肉食於此也

←

六臣注本³³³

天子躍肉食於此也

集注本 記載無し

以上の九例以外の漢文注についてはすべて六臣注本に典拠を求めることができた。書込音注の第一の典拠も六臣注本であったことを考え合わせると、音注と漢文注とはいえ、同資料の書込注であるので、その典拠が異なることはないと考えるのは自然であろう。従って漢文注においてもその主たる典拠となったのは六臣注本であったと言える。

それでは、九条本に対して集注本の果たした役割はどのようなも

のであったのか。前述の①・⑥及び⑧・⑨について考察を行なう事とする。

まず①については、出典を音決に求めることができ、その内容も音に關する注である。従って①は、反切注・直音注の形式ではないが書込音注として考えるべきであり、「六臣注本に音注が無い場合には音決記載の音注を参照転記したもの」(前述a)である。

②③⑥は、すべて集注本において李善注が典拠となっている。本発表で六臣注本のテキストとして使用した明州刊本(足利本)は「李善注略なる所の多きを其の劣れる點と為す」(斯波(一九五七))とされているテキストである。従って②③⑥も、加點者が参照した六臣注本には記載されていた可能性も否定できず、集注本を典拠としたという積極的な根拠とはならない。

④と⑤については、それぞれ欄外注と裏書であるが、注の対象となる本文は同一である。六臣注本に典拠が無く集注本を参照したとも考えられるが、今回利用したテキストの問題とも考えられる例である。

⑨では、九条本の漢文注「公孫」が六臣注本において「天子」となっている。内容的には「公孫」と「天子」は同一人物であるので、この場合もテキストの問題として捉えるべきであろう。

⑧は、六臣注本と集注本において同じ注釈が記載されているにも関わらず(本文校異を考慮せず)、九条本では内容の一部が記載されていない(―線部分)。この例については、不記載部分の前後から見えて誤写と考えることとする。

以上より、九条本巻第二「三都賦序」「蜀都賦」に於ける漢文注の

典拠として集注本が積極的に利用されたとは云い難く、たとえ利用されていたとしてもその重要度は低いものであったと考えられる。

また、集注本に記載されている諸注の中で鈔・陸善経は六臣注本に記載の無い注釈であるが、「三都賦序」「蜀都賦」には鈔云・陸云等の書入れは見られず、この点に於いても集注本は典拠として利用されたとは言い難い。先行研究にある鈔・陸善経或いは集注の今案を引く書入れは、現存する九条本全体にどの程度確認されるのか。この点はまだ明らかではなく今後の課題である。

四、九条本引用の音注の典拠について

九条本巻第二「三都賦序」「蜀都賦」における書込注の典拠は主に六臣注本であり、集注本は典拠としての重要性が非常に低いことが明らかになった。このことから、拙稿（一九九九）で課題として残った音決の問題——単注本か集注本か——に関しても、集注本ではなく単注本が利用されたと思われる。漢文注の典拠として集注本（鈔・陸善経）とのみ一致する書込注が全く無かったのに対し、書込音注の約40%の被注字が音決とのみ一致し、その内80%（全体の約34%）の音注が音決と一致したことを考え合わせると、集注本所収の音決が利用されたとは言い難いと思われる。

五、書陵部本との関係

拙稿（一九九九）において、典拠不詳訓の中に書陵部本における

書込音注とのみ一致する例が存した。漢文注においてもその内容が六臣注本・集注本に全く記載の無い典拠不詳訓が一例（⑦）存した。この一例について書陵部本では、「接」の左注として「繼也」、また右に「ツケリ」と加点されている。従ってこの例も九条本と書陵部本とのみで書込注が一致する例となる。今後は書陵部本に於ける書込注の典拠についての考察も必要となるであろう。

六、まとめ

以上、九条本文選巻第二「三都賦序」「蜀都賦」に書込まれた漢文注についてその典拠の考察を行なった。その結果、「三都賦序」「蜀都賦」の漢文注の典拠となったのは、本文の行間・欄外注・裏書のすべてについて六臣注本記載の注釈であり、集注本記載の注釈も全く採用されなかったとは断言できないものの、その重要性は極めて低いと思われる。従って、その行間に書込まれた音注の典拠として考えられていた音決も集注本記載の音決ではなく、単注本であったと考えられる。

【注釈】

一、「文選集注」には、基母遼（「三都賦序」）・劉淵林（「蜀都賦」）・李善・鈔・音決（音注）・五家（音注）・五臣・陸善経の諸注及び集注の今案が記載されている。

このうち、鈔・音決・陸善経注は、「文選集注」によって知られ

るのみである（小尾郊一（一九七四））。

二、本稿において漢文注とは漢字による注、つまり漢字漢文注のことである。

三、九条本文選卷第二の識語を掲げる。

正慶元年大呂五日書寫終之了

本文

散位藤原師英

同廿三日写墨点同勘物了

師英

同夜半朱点畢

師英（朱筆）

四、本稿においては、九条本の本行及び漢文注だけを用例として列挙し、音注・字体注等は省略した。

五、阿部（一九九三）によると「この訓点及び書入は大部分本文と同筆であるが、訓点・書入には少しくやや時代の降る（室町前期を降らず）別手の筆が加っている。」とある。

六、欄外注の出典が明記されていない三例も、調査の結果、すべて六臣注に典拠を求めることができた。

【引用文献】

阿部隆一（一九九三）「東山御文庫尊藏（九条家旧藏）旧鈔本文選について」（『阿部隆一遺稿集』第一巻、汲古書院）

小尾郊一（一九七四）「文選解説」（『全釈漢文大系二六 文選（文

章編）一、集英社）

小林芳規（一九六七）『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的
研究』（東京大学出版会）

斯波六郎（一九五七）『文選諸本の研究』（斯波博士退官記念事業会）

中村宗彦（一九八三）『九条本文選古訓集』（風間書房）

松本光隆（一九八五）「文選の訓読における注釈書の利用について」

（『鎌倉時代語研究』第八輯、武蔵野書院）

渡辺さゆり（一九九九）「書込音注から見た九条本文選卷第二の注

釈書の利用について」（『訓点語と訓点資料』

第一〇三輯、訓点語学会）

〈付記〉

本稿は、北海道大学国語国文学会平成十二年度秋季大会における口頭発表原稿を修正・加筆したものである。発表に際して池田証寿先生から御教示を賜り、稿の作成に当たって指導教官でいらつしやる石塚晴通先生、そして宮沢俊雅先生から御指導をいただいた。記して感謝申し上げます。

（わたなべ さゆり・北海道大学大学院博士課程）